

性能評価業務（防耐火を除く）説明書

Rev. 4.8

制定 平成 21 年 12 月 1 日

改定 令和 5 年 5 月 16 日

(公財) 日本住宅・木材技術センター

性能評価業務（除く防耐火）説明書

目 次

1. 構造方法又は建築材料の性能評価について
 - 1.1 構造方法又は建築材料に係る認定
 - 1.2 指定性能評価機関
 - 1.3 国土交通大臣の認定

2. 性能評価業務システム
 - 2.1 当機関が実施することができる性能評価業務の範囲
 - 2.2 性能評価業務フロー
 - 2.3 契約の締結

3. 性能評価の方法
 - 3.1 提出図書
 - 3.2 業務区分1 1及び2 4の評価方法
 - 3.3 業務区分6の評価方法
 - 3.4 業務区分8の3の評価方法

4. 性能評価の手数料

5. 申請者及び当機関の義務
 - 5.1 当機関の義務
 - 5.2 申請者の義務

6. 苦情、異議及び紛争申立て

7. 評価結果の公表

添付資料－1 性能評価業務の範囲及び法定性能評価手数料

添付資料－2 新たな試験を要しない性能評価業務の範囲及び法定性能評価手数料

添付資料－3 軽微な変更に伴う性能評価の手数料

添付資料－4 業務標準約款

添付様式；様式 P-10/01 苦情申立て書

様式 P-10/02 異議申立て書

様式 P-10/03 紛争申立て書

様式 P-08/01 性能評価申請書

性能評価業務（除く防耐火）説明書

この説明書は、（公財）日本住宅・木材技術センターが、建築基準法第 68 条の 25 第 3 項の規定に基づいて実施する構造方法等の性能評価業務の概要を説明したものです。構造方法等の性能評価をご希望の申請者は、本書に記載した事項を了解した上で、申請してください。

なお、本書以外に情報が必要な場合は、担当者にお申し出ください。

1. 構造方法又は建築材料の性能評価について（図－1 参照）

1.1 構造方法又は建築材料に係る認定

建築物は、その全体又は部分が種々様々な役割を担っています。建築設計の分野では、この役割のことを「性能」といいます。建築物の設計者は、建築主の意向をできるだけ満足するように建築物各部の「性能を設計」しなければなりません。性能の設計とは、

- イ. どのような性能を建築物に持たせるか、また
- ロ. その高低のレベルをどうするか

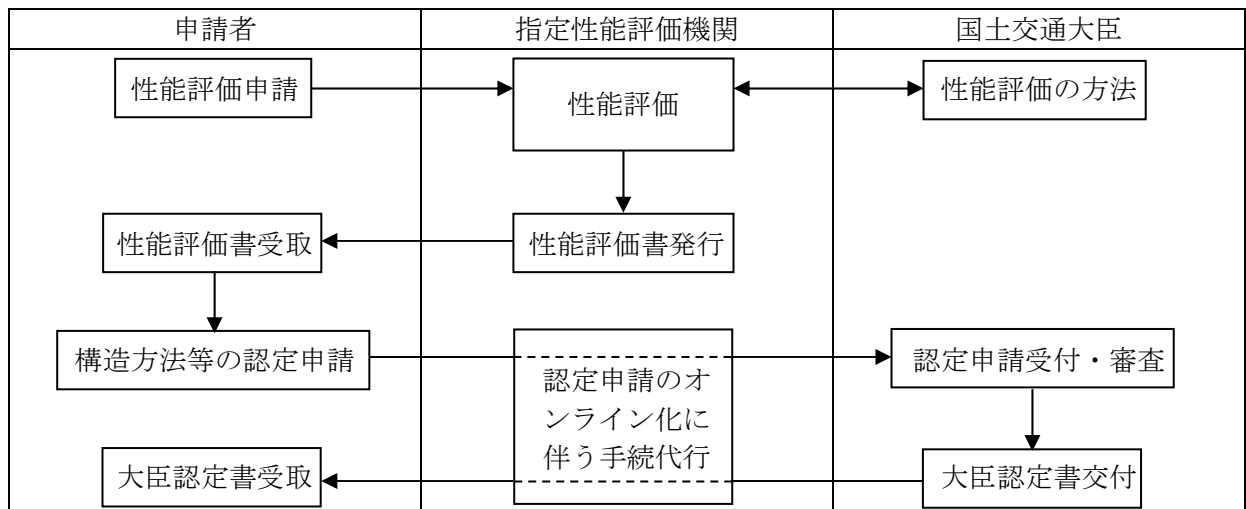
を選択することです。建築基準法は、この選択に関して最低の基準を定めており、それ以上の性能を選択しなければなりません。

建築物を造るに当たっては、多種類の構造方法や建築材料（以下、「構造方法等」といいます）が採用されます。採用した構造方法等が何であれ、建築物の設計者は、それらが建築基準法の要求する基準以上の性能を持っていることを証明しなければなりません。

このような証明は、いつでも容易にできるとは限りません。建築基準法第 68 条の 25 にある「構造方法等の認定」に関する規定は、そのような場合の救済を目的としたもので、この第 68 条の 25 及び関連法令では、国土交通大臣が

- ①構造方法等の性能を評価する方法を定め、
- ②その方法によって構造方法等の性能を評価し、
- ③その評価された性能に基づいて、構造方法等が基準に適合していることを認定する

という仕組みを定めています。



図－1 構造方法等の認定の仕組み

1.2 指定性能評価機関

建築基準法第 68 条の 25 の第 3 項で、国土交通大臣は、一定の基準を満たす機関を指定し、それに前節②に述べた性能の評価をさせることができることになっています。この機関を「指定性能評価機関」といい、当機関はその一つです。

国土交通大臣による当機関の指定の条件は、以下のとおりです；

- (1) 指定番号：国土交通大臣第 28 号
- (2) 指定の区分：建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成 11 年建設省令第 13 号）（以下、「機関省令」という。）第 59 条第 1 号、第 6 号、第 8 号の 3、第 11 号及び第 24 号に掲げる区分
- (3) 業務区域：日本及び外国の全域
- (4) 性能評価の業務を行う事務所の所在地：
東京都江東区新砂 3 丁目 4 番 2 号
- (5) 指定の有効期間：平成 30 年 1 月 10 日から 5 年間

当機関が指定性能評価機関として指定を受けていることは、機関省令第 71 条の 2 に公示されています。

1.3 国土交通大臣の認定

指定性能評価機関が評価した構造方法等の性能は、「性能評価書」として申請者に発行されます。この性能評価書は、申請者が国土交通大臣に「構造方法等の認定」を申請するときに添付するものです。国土交通大臣は、この性能評価書により構造方法等を審査し、申請者に認定書を交付します。建築確認申請などにおいては、この認定書により性能が証明されます。

当機関が発行する性能評価書は、国土交通大臣に構造方法等の認定を申請するときに限り用いるもので、確認申請の窓口にならば提出しても、何らの効力もありません。

なお、このようにして国土交通大臣が認定した「構造方法等」は、その認定を申請した申請者だけしか使うことができないわけではありません。つまり、認定の内容は公知の事実の扱いとなり、取得者に独占的使用権が認められるものではありません。認定された構造方法等と同じものを作ることができる限り、誰でもその構造方法を使うことが許されます。国土交通大臣の認定がこのような性格を持つものであることを認識の上で性能評価の申請を行ってください。

2. 性能評価業務システム

ここでは、当機関の性能評価業務全体（防耐火性能の性能評価業務を除く）の仕組み（性能評価業務システム）を説明します。性能評価業務システムは、「性能評価業務規程」（当機関の性能評価業務運営の基本原則で、国土交通大臣が審査の上認可したもの。性能評価の実施方法を定めた「性能評価業務方法書」を含む。）に準じています。

2.1 当機関が実施することができる性能評価業務の範囲

当機関が性能評価を実施することができる範囲は、前節 1.2（2）に示した 5 区分です。ただし、以下のものを除きます。詳しくは、巻末の添付資料-1 を参照してください。

- ①区 分 1：柱、はり、床、屋根などの防耐火性能
- ②区分 8 の 3：接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、仕上塗材等のホルムアルデヒド発散建築材料の性能評価

また、建築基準法施行規則（以下、「施行規則」という。）第 11 条の 2 の 3 第 2 項第 2 号の定めによる「既に構造方法等の認定のための審査に当たって行われた評価に係る試験の結果を用いることにより、新たな試験を要しないこととなる評価に基づいて行われる認定を受けようとする場合」、以下では「新たな試験を要しない性能評価」というが、これは施行規則第 11 条の 2 の 3

第 2 項第 2 号の防耐火関係の区分 1、軸組耐力壁の倍率の区分 11 及び枠組壁工法の倍率の区分 24 の評価が可能であり、区分 11 および 24 についての詳細は添付資料- 2 に示す。

なお、同規則第 11 条の 2 の 3 第 2 項第 3 号の定めによる「既に構造方法等の認定を受けた構造方法等の軽微な変更にあつて、国土交通大臣が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの認定を受けようとする場合」、以下では「軽微な変更に伴う性能評価」というが、これらの詳細は添付資料- 3 に示す。

2. 2 性能評価業務フロー

当機関の性能評価（防耐火性能評価を除く）は、図- 2 のような手順を踏んで行われます。

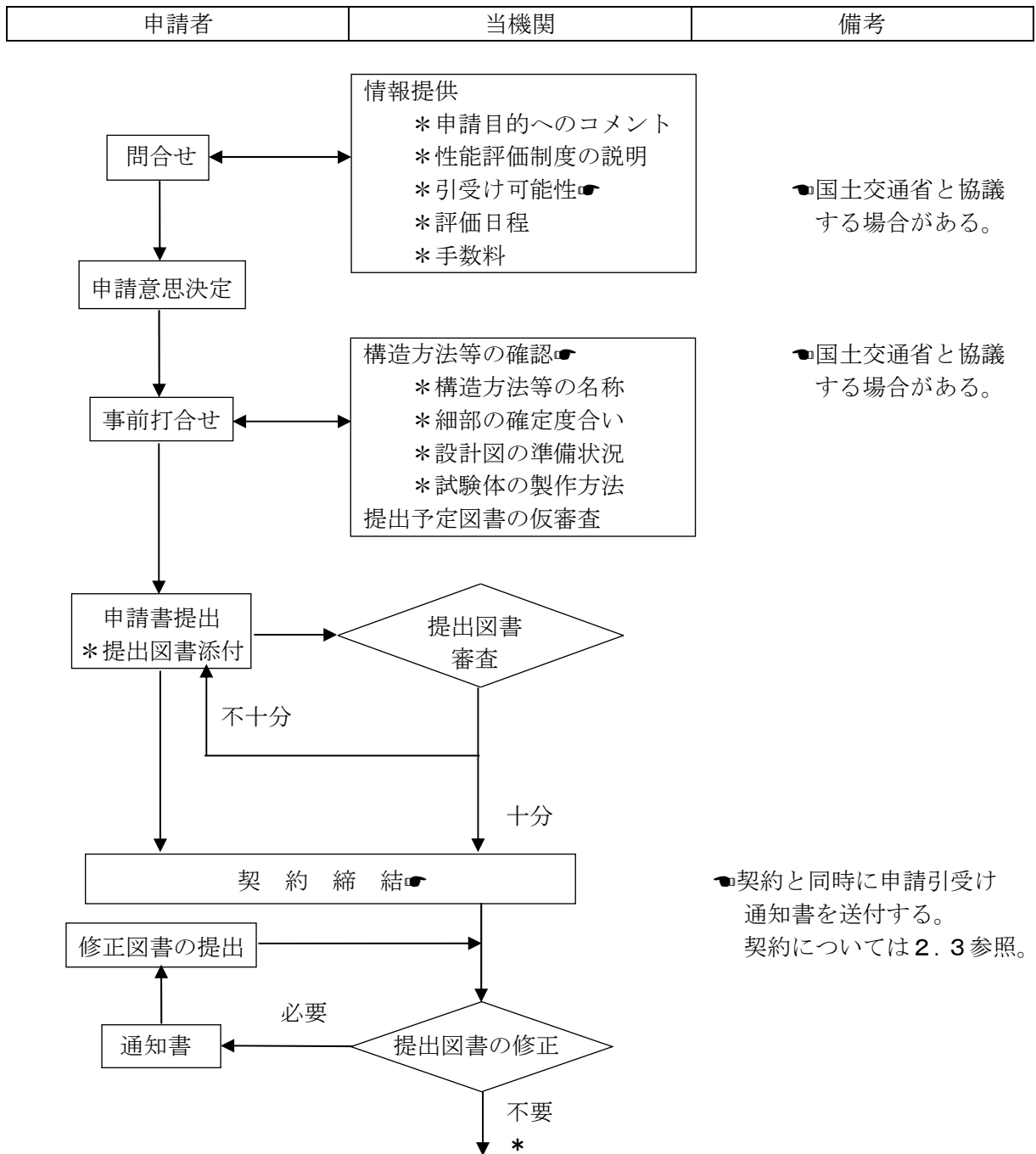
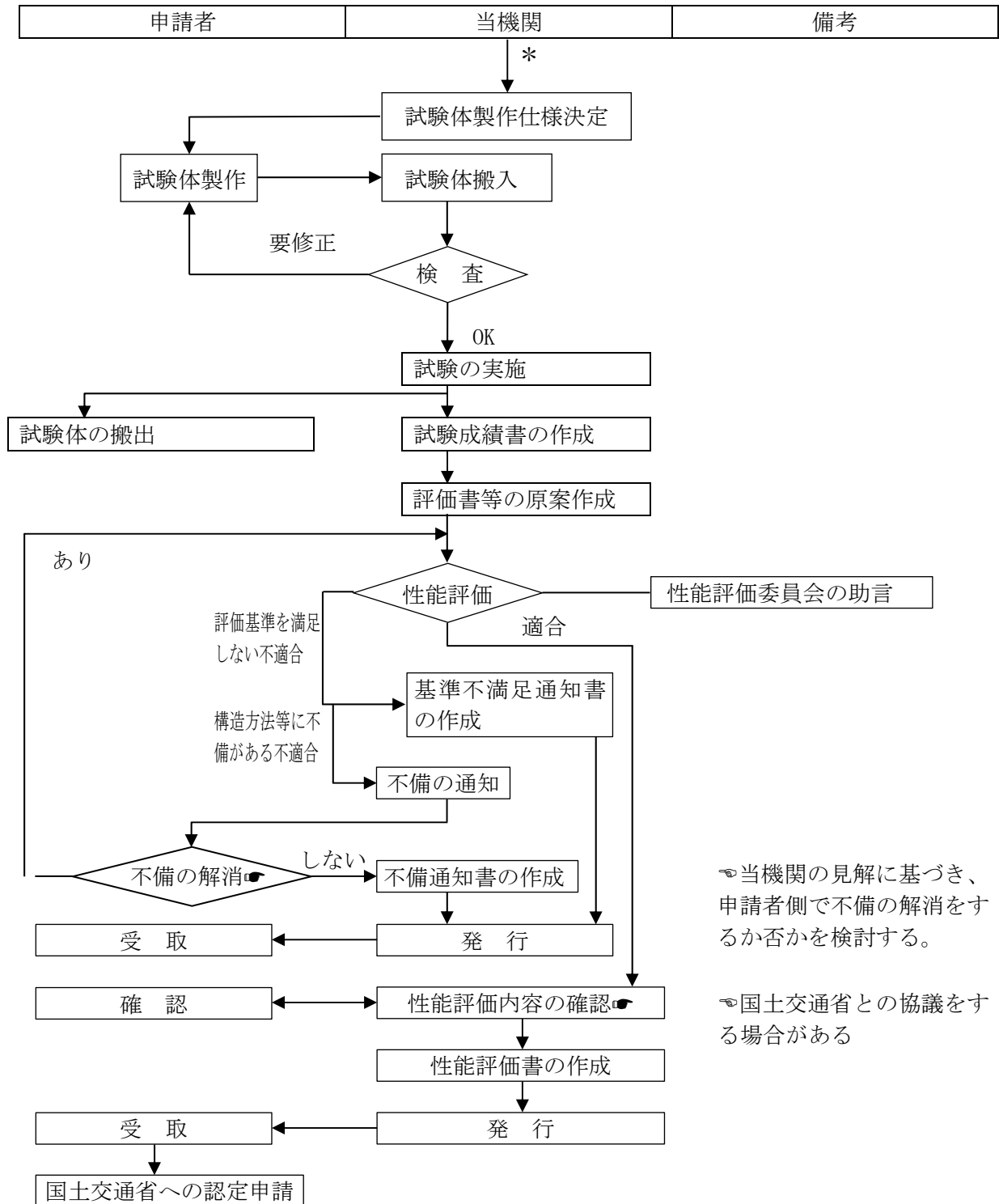


図- 2 性能評価業務フロー



☞当機関の見解に基づき、申請者側で不備の解消をす
るか否かを検討する。

☞国土交通省との協議をす
る場合がある

図-2 性能評価業務フロー (つづき)

2.3 性能評価業務にかかる契約の締結

- (1) 性能評価業務は、原則として添付資料-4の業務標準約款に準拠して実施します。
- (2) この約款に特約条項の付加などの修正を加えたいという希望がある場合は、協議に応じますのでお申出ください。修正に応じた場合は、別途の契約書を交わします。
- (3) 標準約款による場合でも、性能評価申請に関して契約書の交換を希望される場合は、契約書の交換に基づく契約をしますので、性能評価申請時までにお申出ください。

3. 性能評価の方法

3.1 提出図書

(1) 性能評価申請にあたっては、申請書のほかに図書などの提出が必要です。提出していただくものは、性能評価の対象となる構造方法等が

- ①どのようなものであるか、及び
- ②どのようにして作られるか

の2点を説明するもので、書類、資料、材料見本などです。国土交通大臣の認定を申請する場合、大臣はこの2点を詳細に審査します。したがって、性能評価においてもこの点を詳しく審査します。事前打合せの段階で、当機関担当職員に提出予定図書を見せ、十分かどうかについて意見を聞いて下さい。なお、申請引受け後に、提出図書を担当評価員が改めて審査しますが、事前打ち合わせ段階で、提出図書が申請にあたって妥当なものであるかの実質的な審査を行い、必要な図書の修正、追加提出をお願いすることがあります。性能評価申請は、そのような修正をした図書をもって行っていただきます。

(2) 業務区分11及び24の壁倍率に関する性能評価に関しては、通常の場合、以下のようなことについての説明資料の提出が必要になります。

- ・想定する木造建築物全体の構造設計方法
- ・耐力壁の設計仕様
- ・構成材料の仕様、機械的性質、耐久性
- ・構成材料の接合方法
- ・施工方法、施工要領
- ・面材等の製造（工場概要、品質管理）

(3) 業務区分6の木質材料の品質性能評価に関しては、次の文書の提出が必要です。

- ・平成12年建設省告示第1446号別表第2(ろ)欄に規定する品質基準に適合していることを証明する文書（試験成績書など）

(4) 業務区分8の3ホルムアルデヒド発散建築材料の性能評価に関しては、次の文書の提出が必要です。

- ・建築材料の仕様
- ・接着剤及び塗料の詳細仕様
- ・建築材料の製造日及び品質管理方法

3.2 業務区分11及び24の評価方法

(1) 業務区分11の木造耐力壁の壁倍率に関する性能評価は、申請時に提出された図書に基づいて、「木造の耐力壁及びその倍率性能評価業務方法書」に定める方法によって実施します。

(2) 業務区分24の枠組壁工法の壁倍率に関する性能評価は、申請時に提出された図書に基づいて、「枠組壁工法耐力壁及びその倍率の性能評価業務方法書」に定める方法によって実施します。

(3) 壁倍率の評価値は、上記方法書によって算出される実験に基づいた数値（以下、「実験値」といいます）を建築基準法施行令並びに関連告示に定める壁倍率の数値と比較して決定します。

すなわち、

- ①評価対象耐力壁と力学的に関連性のある種類の耐力壁1種類又は2種類を採り出し、
- ②それらに対して法令が規定している壁倍率の数値を拾い出す。
- ③それら法令上の規定値と力学的合理性をもって整合するように、実験値を再評価する。
- ④この再評価した数値を壁倍率の評価値とする。

3.3 業務区分6の評価方法

申請時に提出された図書に基づいて、「建築材料の品質性能評価業務方法書」に定める方法によって実施します。

3. 4 業務区分8の3の評価方法

申請時に提出された図書に基づいて、「ホルムアルデヒド発散建築材料の性能評価業務方法書」に定める方法（試験も含む）により実施します。

4. 性能評価の手数料

(1) 建築基準法第97条の4第2項の規定により、性能評価は有料です。性能評価の申請者には、性能評価手数料を業務契約締結後3週間以内に当機関宛お支払いいただくことが必要です。手数料は、施行規則第11条の2の3第3項第4号及び第5項に定められている金額（法定手数料）です。当機関の業務範囲についての手数料は、添付資料-1、2、3に記載されています。

(2) 申請者は、性能評価業務の完了の前に、その都合により申請を取り下げることができます。一方、当機関の都合で業務継続が不能になることもあります。そのような場合、手数料の一部を返還することがあります。手数料の返還については、添付資料-4の業務標準約款に詳細を定めていますので、了解しておいてください。

(3) お支払いいただいた手数料は、建築基準法第97条の4第3項の規定により、当財団の収入になります。当財団は、この収入を経営資金の一部に充て、当機関が公正かつ適確なサービスを提供することができるよう、安定した財政基盤の確保に努めています。

<注>大臣認定申請費

大臣認定を申請する際には、性能評価の手数料以外に大臣への認定申請費（認定申請1件につき収入印紙2万円分）が必要となります。

5. 申請者及び当機関の義務

5.1 当機関の義務

性能評価に係る当機関の義務は、以下のとおりです。

(1) 「性能評価業務規程」の遵守と開示

当機関は、当機関を指定するに当たって国土交通大臣が認可した「性能評価業務規程」（「性能評価業務方法書」を含む）を遵守して性能評価業務を実施します。これらの文書は、閲覧請求があれば開示します。

(2) 公平な申請引受け

以下の条件を満たす申請は、差別することなく、かつ不当な条件を課すことなく、引受けます。

- ①性能評価の対象が、国土交通大臣が当機関に対して認可した性能評価業務区分範囲内のものであること
- ②性能評価用提出図書等に不備が無く、かつ記載事項に漏れがないこと
- ③申請内容に明らかな瑕疵がないこと
- ④試験を必要とする場合において、有毒ガスの発生等人体に危険を及ぼすことがないこと
- ⑤申請者が希望する性能評価書の発効期日が、当機関にとって受入れ可能なものであること

(3) 守秘義務

性能評価を通じて当機関が知りえた申請者の秘密は守秘し、かつ当機関の利益のために使用することはしません。ただし、公知であるもの、公知となったもの及び申請者が文書により当機関による公表を承諾したもの並びに7.(1)の性能評価書を発効した事実を除きます。

【注1】当機関が発行した性能評価書に基づく審査により国土交通大臣が認定書を交付した場合、認定書に記載されている情報は、認定書の交付日をもって、公知となったものとみなします。

【注2】国土交通大臣に認定申請して認定書の交付を受けた場合は、認定番号、認定された構造方法等の名称及び認定内容を、当センターの機関誌「住宅と木材」などに掲載することがあります。

(4) 苦情、異議及び紛争申立てへの対応

当機関は、申請者が当機関に対して苦情、異議又は紛争を申立てる権利を認め、申立てがあった場合は適正に対応します。

(5) 手数料の返還

以下の場合には、手数料を返還します。返還額は、契約約款において合意した額とします。

- ① 不可抗力又は当機関の責に帰すべき事由により、当機関が性能評価を実施しなかった場合
- ② 申請者が正当な理由に基づき申請を取下げた場合

(6) 性能評価書の発行

性能評価書は申請1件につき1部発行します。連名で性能評価を申請している申請者が個別に国土交通大臣の認定申請を行うために複数部の性能評価書を必要とする場合は、性能評価申請とは別に性能評価書の追加発行をご依頼いただき、必要部数を発行します。追加発行手数料は別に定める額とし、追加発行を行う期間は初回の発行から3年間です。

なお、保存用の性能評価書を必要とする場合も性能評価書の追加発行に応じます。保存用の性能評価書には「副本」という文字を印字し、この副本による国土交通大臣の認定申請はできません。

5.2 申請者の義務

性能評価に係る申請者の義務は、次のとおりです。

(1) 申請に係る構造方法等を特定するために必要な図書等の提出

申請時に、3.1に述べられている図書等を申請書に添付してください。

(2) 評価員による審査への対応

申請引受け後、評価員が性能評価にかかる審査を実施します。その審査の必要上、以下のようなことについて申請者に連絡をとりますので、担当者を定めて速やかに対応してください。

- ① 提出図書等に関する質問
- ② 図書等の追加提出要求
- ③ 提出図書等に記載されていることの修正要求

(3) 試験体の製作、搬入、引き取り

構造方法等に関する提出図書審査の後、当機関は試験体計画書を作成し、申請者に試験体の製作をお願いしますので、計画書のとおり試験体を製作し、指定の期日までに当機関が指定する場所に搬入してください。

当機関は搬入された試験体を検査し、計画書のとおりであることを確認します。計画書のとおりでない場合は、修正を指示しますので、速やかにそれに応じてください。

試験終了後は、当機関の指示に従って、試験体を引き取ってください。

(4) 性能評価業務に関する当機関との協議結果の履行

性能評価手数料の支払い、その他契約約款の規定に基づいて申請者と当機関との間で合意した事項は、確実に履行してください。

(5) 性能評価書の使用目的

性能評価書は、構造方法等の認定を国土交通大臣に申請するためにだけ使用できるもので、それ以外の目的には使用できません。

6. 苦情、異議及び紛争申立て

(1) 当機関の行為あるいは不作為について不服がある場合は、当機関職員に申立ててください。適格な者が申立てを聞き、回答します。

(2) 回答に同意できない場合は、添付の様式によって苦情を申立ててください。申立て内容を調査して、その結果を文書で回答します。

(3) 性能評価の結果に不服がある場合は、性能評価書発行から60日以内に添付の様式によって異議を申立ててください。申立て内容を調査して、その結果を文書で回答します。

(4) なお、上記(2)及び(3)における文書による回答に承服できない場合は、紛争を申立

てることができます（添付の様式を使用）。紛争申立てがあった場合は、紛争処理パネルが中立の立場で裁定します。

（５）前項までのことに係わらず、当機関の行為の結果（性能評価の結果を除く。）又は不作為について不服がある場合は、建築基準法（第 77 条の 56 及び第 77 条の 53 参照）の規定により、国土交通大臣に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができます。

7. 評価結果の公表

（１）当機関では、性能評価書を発効した後も非公開としています。なお、国土交通大臣の認定書を取得した後は、施行規則第 10 条の 5 の 22 の規定に基づき、国土交通省により認定に係る次の事項を公表されますので、ご承知ください。

- ①認定を受けた者の氏名又は名称及び住所
- ②認定を受けた構造方法等の名称
- ③認定番号
- ④認定年月日
- ⑤認定に係る性能評価を行った指定性能評価機関又は承認性能評価機関の名称

（２）基準不満足通知書（正式名称は「評価基準を満足しない旨の通知書」）又は不備通知書（正式名称は「構造方法等に不備がある旨の通知書」）を交付した場合については、基準不満足の評価を行った旨を国土交通省へ報告する他はその申請に関する一切の情報を機密扱いとし、外部に公表することはありません。

添付資料－1 性能評価業務の範囲及び法定性能評価手数料

区分 1 1 及び 2 4 : 耐力壁の倍率

関係法律条文	評価内容	手数料(万円)
令第 46 条第 4 項表 1 (八)	木造耐力壁の倍率	142
施行規則第 8 条の 3	枠組壁工法耐力壁の倍率	142

区分 6 建築材料の品質性能評価

関係法律条文	評価内容	手数料(万円)
法第 37 条第 2 号 平成 12 年建設省告示第 1446 号	木質接着成形軸材料	33
	木質複合軸材料	33
	木質断熱複合パネル	33
	木質接着複合パネル	33

〔注〕審査 1 ケースあたりの手数料です。

区分 8 の 3 ホルムアルデヒド発散建築材料の性能評価

関係法律条文	評価内容	手数料(万円)
令第 20 条の 7 第 2 項～第 4 項	合板、フローリング、構造用パネル、MDF、パーティクルボード、LVL、集成材、その他の木質建材	41
	壁紙	41
	塗料など	41

添付資料－2 新たな試験を要しない性能評価業務の範囲及び法定性能評価手数料

区分 11、区分 24(施行規則第 11 条の 2 の 3 第 5 項第 2 号ロ)

関係法律条文	評価内容	手数料(万円)
令第 46 条第 4 項表 1 (八)	木造耐力壁の倍率	72
施行規則第 8 条の 3	枠組壁工法耐力壁の倍率	72

区分 8 の 3 (施行規則第 11 条の 2 の 3 第 5 項第 2 号イ)

関係法律条文	評価内容	手数料(万円)
令第 20 条の 7 第 2 項～第 4 項	ホルムアルデヒド発散建築材料	27

添付資料－3 軽微な変更に伴う性能評価の手数料

施行規則第 11 条の 2 の 3 第 5 項第二号により、添付資料－1 に掲げる区分のうち区分 1 1 及び 2 4 のみ、それぞれの手数料欄に掲げる手数料額の 1/10 とする。

添付資料－４ 業務標準約款

本約款について、特約条項の追加など変更希望があれば、朱書して担当者にお渡してください。

(公財) 日本住宅・木材技術センター性能評価業務標準約款

(目的)

第1条 この約款（以下「本約款」という）は、（公財）日本住宅・木材技術センター（以下「甲」という）が建築基準法第77条の56に定める指定性能評価機関として引受けた性能評価業務（以下、「本件業務」という）に係る甲と申請者（以下「乙」という）との合意を明確にし、かつ業務を円滑に推進するために定めるものである。

(業務の実施方法)

第2条 甲は、該当する性能評価業務方法書（以下、「該当業務方法書」という）に依拠して、乙の申請にかかる構造方法等の性能を評価し、乙は、性能評価業務説明書の記載事項を了解の上で本件業務に関与するものとする。

(契約の完了)

第3条 本件業務に係る性能評価結果の発行日（以下「業務期日」という）は、契約締結日より起算して12ヶ月以内の日とする。本件業務は、業務期日をもって完了し、契約は、乙が性能評価結果を受領した日、あるいは乙による申請の取下げ又は甲による申請引受けの取消しに伴って業務の打切りが確定した日をもって完了する。

(手数料の納入)

第4条 乙は、建築基準法施行規則第11条の2の3第3項第4号別表第2の(い)欄に掲げる区分のうち乙の申請に係る区分に応じ、同表(ろ)欄に掲げる評価の手数料、又は同条第5項に定める額を、甲に支払わなければならない。

2 当該手数料の納入期日は、契約締結日より21日以内とする。

3 前項の期日までに手数料が納入されない場合、甲は、乙に本件業務の中断と業務期日の延期を通告することができる。

(申請内容の変更)

第5条 乙は、甲が行う技術的業務に大きな変更を強いるような申請内容の変更をする場合は、契約締結日より14日以内に、甲に文書で申し出なければならない。

2 甲は、前項の変更が大幅で受け入れがたいときは、第7条による本件申請の取下げを乙に要求することができる。

3 乙の責めに帰すことのできない事由により、乙が本件業務を続行できなくなったときは、申請内容の変更又は申請の取下げを甲乙間で協議するものとする。

(図書等の追加及び修正)

第6条 本件業務に係る審査を担当する甲の評価員（以下「丙」という）が、申請時に提出された図書等のみでは審査を行うことが困難であると判断した場合、丙は、その理由を提示して図書、資料又は試料その他必要なものの提出を乙に請求することができる。

2 丙は、本件業務にかかる構造方法等の性能に関して、該当業務方法書に規定する適合条件に適合していないことを確認した場合、その旨を明示して当該確認部分にかかる提出図書等の修正その他必要な措置を乙に請求することができる。

3 丙は、前2項の請求に当たっては、乙と協議の上、その履行期限を定めるものとする。

(申請の取り下げ)

第7条 乙は、性能評価書が交付されるまでの間において、文書をもって本件申請を取り下げることができる。

2 甲は、乙が申請を取下げた時点において、納入していた第4条に定める手数料から第11条第1項に定める経費等を差し引いた差額を返還するものとする。なお、乙は第4条の手数料を支払っていない場合、第11条第1項に定める経費等を甲が請求した日から14日以内に甲に支払

うものとする。

(業務期日の変更)

第8条 甲は、不可抗力若しくは乙の責めに帰すべき理由により業務期日までに性能評価書を乙に交付できない場合には、その理由を乙に示し、かつ乙と協議の上、業務期日を延期することができる。

2 乙が業務期日の延期を申し出た場合には、甲乙協議の上、業務期日を延期することができる。ただし、乙の申し出が正当でない場合、若しくは甲に過大な負担を生じる場合には延期しないものとする。

(引受けの取消し)

第9条 甲は、乙が本件申請において故意に事実を隠蔽して申請したことが明らかになった場合、乙に通知して本件申請にかかる引受けを取消すものとする。

2 甲は、次の各号の一に該当したときは、乙に通知して本件申請にかかる引受けを取消すことができる。

(1)乙が手数料を納入しないまま第4条第3項の通告以降7日を経過した場合。

(2)第5条第2項に該当し、乙が取り下げを行わないまま要求後14日を経過した場合。

(3)第6条第1項又は同条第2項に該当し、乙が求められた措置を講じないまま同条第3項の履行期限以降7日を経過した場合。

(4)前条第2項により業務期日を延期しないことに乙が同意しない場合。

(5)第12条第2項に該当し、乙が指示された修正を行わないまま同条第3項の履行期限以降7日を経過した場合。

3 本件業務が試験を必要とする場合において、第1項の規定に該当しない場合であっても有毒ガスの発生等人体に危険を及ぼす業務であることが判明した時点で、甲は本件申請にかかる引受けを取消すものとする。

(業務の打ち切り)

第10条 甲は、前条により引受けを取消した時点において、本件業務を打切るものとする。なお、同条第2項第(3)号に該当する場合(第6条第2項に該当する場合に限る)は、構造方法等に不備がある旨の通知書を乙に交付するものとする。

2 甲は、第7条により乙が申請を取下げた場合、申請取下げ書を受理した時点で本件業務を打切るものとする。

(手数料の精算)

第11条 甲は、第10条により業務を打切った場合、乙が甲に納入した手数料から、別途定める次に掲げる経費を差し引いた額を乙に返還するものとする。ただし、第9条第1項にかかる業務の打ち切りの場合、手数料を返還しないものとする。

(1)契約日から業務の打ち切りまでの間において、甲が本件業務に関して支出した経費

(2)丙及び本件業務を担当した財団職員が、契約日から業務の打ち切りまでの期間に本件業務に携わった時間に応じた人件費

(3)(1)～(2)に関わる消費税

(4)返還に必要な経費

2 甲は、前項の返還を業務打ち切りの日から14日以内に行うものとする。

(試験体の提出及び受入れ)

第12条 本件業務が試験を必要とする場合において、乙は、業務計画書記載の試験実施日までに試験体を甲の指定する場所に提出し、丙又は丙が指定した検査員の受入検査を受けなければならない。次項により修正が加えられた場合も同様とする。

2 前項の受入検査は、提出された試験体が提出図書及び該当業務方法書の試験体仕様に適合しているか否かについて行う。甲は、適合試験体を受入れ、試験実施日まで保管する。不適合が認められる試験体については、丙は、必要な修正を加えるよう乙に指示する。

3 前項の丙の指示に当たっては第6条第3項を準用する。

(試験の立会い)

第13条 乙は、試験実施日の前日までに申し出た場合において、本件業務にかかる試験に立会うことができる。

2 乙は、丙が指示する条件の下で試験の実施状況を写真撮影することができる。ただし、乙は、当該写真を宣伝目的で利用しないものとする。

(試験体の引取り)

第14条 試験終了（試験を途中で打切った場合を含む）の後、乙は、遅滞なく試験体を甲から引き取らなければならない。

(審議則)

第15条 本約款の履行について甲乙間に疑義が生じた事項及びこの約款に規定のない事項については、甲乙協議して決定する。

2 甲乙双方の努力にもかかわらず協議が整わず、司法の判断を仰ぐ必要が生じた場合には、これを東京地方裁判所で行うものとする。

HOWTEC/DPEB 様式 P-10/01, Rev.1.1

令和 年 月 日

苦情申立て書

(公財) 日本住宅・木材技術センター
理事長 殿

申立人氏名	印
連絡先	

性能評価業務について、以下のとおり苦情を申立てます。

1. 苦情申立てに係る性能評価番号 (該当する場合) : HWP 第 R 号	
2. 苦情申立ての内容 : 一	
苦情の原因	
申立人の見解	
理由/根拠	

【住木センター記入欄】

審査：システム管理者 令和 年 月 日 印
 受理：上級経営管理者 令和 年 月 日 印
 見解書作成：システム管理者 / 印
 承認：上級経営管理者 / 印
 送付： /
 申立人了解：

HOWTEC/DPEB 様式 P-10/02, Rev.1.1

令和 年 月 日

異議申立て書

(公財) 日本住宅・木材技術センター
理事長 殿

申立人氏名	印
連絡先	

性能評価の結果について、以下のとおり異議を申立てます。

1. 異議申立てに係る性能評価番号：HWP 第 R 号	
2. 異議申立ての内容：一	
住木センターの見解	
申立人の見解	
理由／根拠	

【住木センター記入欄】

審査：システム管理者 令和 年 月 日 印
 受理：上級経営管理者 令和 年 月 日 印
 見解書作成：システム管理者 / 印
 承認：上級経営管理者 / 印
 送付： /
 申立人了解：

HOWTEC/DPEB 様式 P-10/03, Rev.1.1

令和 年 月 日

紛争申立て書

(公財) 日本住宅木材技術センター
紛争処理パネル議長 殿

申立人氏名	印
連絡先	

以下のとおり紛争を申立てます。ただし、本件申立てに係る貴パネルの裁定については、異議を唱えることなく承伏することを誓約します。

1. 紛争申立てに係る性能評価番号 (該当する場合) : HWP 第 R 号	
2. 紛争申立てに至るまでの経緯 : 一	
3. 紛争申立てに係る見解の相違点 : 一	
申立人の見解	
住木センターの見解	

[住木センター記入欄]

審査 : システム管理者 / / 印 受付 : 上級経営管理者 / / 印

上のとおり紛争申立てがあったので、裁定を申請します。

理事長 令和 年 月 日 印

紛争処理パネル議長殿

議長受理 : 令和 年 月 日 印

HOWTEC/DPEB 様式 P-08/01, Rev.2.1

令和 年 月 日

性能評価申請書

(公財) 日本住宅・木材技術センター
理事長 殿

(所在地)
(会社名)
(代表者職名) (代表者氏名) 印

建築基準法第 68 条の 25 の規定による性能評価を下記のとおり申請します。なお、本件申請に当たっては、(公財) 日本住宅・木材技術センター性能評価業務標準約款の規定に同意します。

記

1. 申請の区分
2. 性能を評価する構造方法又は建築材料の名称及び概要
3. 性能評価の内容
4. 連絡担当者

【住木センター記入欄】

受理日	令和 年 月 日
手数料	円
性能評価番号	HWP 第 R 号

確認	受理
所長	室長